

# 兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第10号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程	ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程 .....	1

## 病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

### 兵庫県病院局管理規程第1号

#### 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2の規定に基づくものの款ツベルクリン反応検査の項中「650円」を「950円」に改め、同款精密検査の項中「6,250円」を「6,300円」に改める。

第3条第5項中「1,500円」を「2,600円」に改める。

第3条第7項の表中

「

内視鏡的大腸粘膜下層剥離術	148,000円
---------------	----------

」

を

「

パクリタキセル腹腔内反復投与療法 (ただし必要症例数に達するまで。)	1人1回につき13,000円
---------------------------------------	----------------

」

に改める。

第3条第8項中「110,000円」を「123,000円」に改める。

附 則

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。